

公益社団法人日本国民高等学校協会役員給与規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本国民高等学校協会（以下「協会」という。）の役員給与に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(給与の支給)

第2条 役員給与は、定款第27条の規程により、総会の議決を経て、常勤の役員に報酬を支払うことができる。

(給与支給日)

第3条 職員給与規程第3条及び第7条に準じる。

(給与の額)

第4条 常勤役員給与月額、次のとおりとする。

常勤役員給与は、総会においてこれを定めるものとする。ただし、国家公務員行政職俸給表、

(一) 8級10号俸に相当する額に1.2を乗じて得た額とする。

(2) 新たに常勤の役員となった者には、その日から給与を支給する。

(3) 常勤役員が離職したときは、その日まで給与を支給する。

(4) 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の給与の全額を支給する。

2 常勤役員が職員を兼ねる場合は、職員給与規程による職員給与を支給する。

(実施細則)

第5条 役員給与支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

付 則

この規定は平成14年5月31日から施行する。

公益社団法人日本国民高等学校協会役員退職手当規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本国民高等学校協会（以下「協会」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤役員が退職した場合、そのもの（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第3条 退職手当の額は、常勤役員が退職し、または死亡した日における給与月額に、次の各号の勤続期間の区分に従い、当該各号に定める割合に乗じて得た額の合計額とする。

(1) 勤続期間1年以上2年以下 100分の50

(2) 勤続期間3年以上10年以下 100分の60

(1) 勤続期間11年以上20年以下 100分の65

(1) 勤続期間21年以上 100分の70

2 職員を兼ねる場合は、職員の退職給与等に関する規程による退職金を支払う。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間とする。

2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。

3 前項規程による在職期間のうち、休職その他これに準ずる事由により現実の職務を執ることを要しない期間があった月のあったときは、その月数の2分の1（1月に満たない端数を生じた場合にはこれを切り捨てた数）に相当する月数を、前項の規程により計算した在職期間から除算する。

4 前3項の規程により計算した勤続期間に1年未満（在職期間は1年未満は除く）の端数があるときは、その端数は月割をもって計算し、1年未満はこれを切り捨てる。

(退職手当の支給時期)

第5条 退職手当は、法令等により退職手当から控除すべき額を、控除した額を特別に事由ある場合をのぞき支給事由の発生した日から1ヶ月以内に支給するものとする。

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に理事長が定める。

付 則

この規定は平成14年5月31日から施行する。